

2017年(平成29年)第4回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年(平成29年)4月12日
- 2 通知年月日 2017年(平成29年)4月14日
- 3 開催年月日 2017年(平成29年)4月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階中会議室
- 5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について

6 出席委員

1番 坂本忠士	2番 藤井照正	3番 若井久夫
4番 岡本卓也	5番 森矢重則	6番 林内公二
7番 谷邊博人	8番 平勝義	9番 宮澤満志
10番 岡田克彦	11番 安原理雄	12番 江草豊明
13番 宮迫主政	14番 大元教義	15番 小林正勝
16番 桑田恒二	17番 谷本耕造	18番 高垣勲

以上18名

7 欠席委員

0名

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

事務局長	小川 裕司	松永出張所	藤原 真治
事務局次長	羽原 知洋	新市出張所	山縣 葉二
北部出張所	宮川 一樹	沼隈出張所	杉本 倫草
神辺出張所	小畠 一人	事務局	藤井 勝俊
事務局	杉原 信広	事務局	平田 純雄

以上10名

10 議事内容

午前9時59分開会

事務局長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第4地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号6番の林内公二委員と議席番号18番の高垣勲委員をお願いいたします。

議事に入る前に、議案の追加報告及び訂正、取下げ事項があれば、事務局より説明してください。

事務局 第4回農地部会議案書追加報告及び訂正、取下げ事項ですが、追加報告として、「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を1件追加しております。内容は、記載のとおりです。

次に、6ページ1番の渡人欄の住所、御幸町大字中津原20番地を奈良津町一丁目3番13-401号に訂正。7ページ5番が取下げ。21ページから23ページの表題部、農地法第4条第1項第7項の規定による農地届出書の受理についてを、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理についてに訂正。24ページから39ページの表題部、農地法第5条第1項第6項の規定による農地届出書の受理についてを、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理についてに訂正。

以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区から報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、4月20日、木曜日午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員6名のうち出席委員5名、欠席委員1名により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号5件、議案第3号1件の合計6件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番から5番について報告します。

1番は、大門町津之下の譲受人が、大門町一丁目の譲渡人から大門町大字津之下の畑2筆合計446㎡を贈与により譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

2番は、霞町一丁目の法人が、大門町七丁目の貸出人から大門町大字野々浜の畑1筆575㎡に期間10年間の貸借権を設定して借受け、ブドウを栽培し、経営規模の拡大をするものです。

3番は、坪生町の譲受人が、同町の譲渡人から坪生町の畑1筆426㎡を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

4番は、御幸町大字森脇の借受人が、同町の貸出人から御幸町大字森脇の田2筆合計3,959㎡に期間10年間の使用貸借権を設定して借受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

5番は、新涯町一丁目の借受人が、東川口町四丁目の貸出人から多治米町一丁目の田1筆1,990㎡に期間3年間の使用貸借権を設定して借受け、クワイを栽培し、経営規模の拡大をするものです。

いずれの案件も譲受人あるいは借受人は、農作業経験も十分にあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、4月21日の午後0時50分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号4件の合計11件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ6番から8番について報告をします。

6番は、山手町の受人が、霞町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

7番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。

8番は、水呑町の受人が、野上町の渡人から申請地を譲受け、造園用の苗木を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人とも、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議長 次に、松永地区の報告をお願いします。

8番 それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

(平)

松永地区では、4月21日、午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計4件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ9番について報告します。

尾道市山波町の譲受人が、千田町の譲渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。

譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議長 次に、北部地区の報告をお願いします。

11番 それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

(安原)

北部地区では、4月21日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名のうち9名の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号5件、議案第4号2件の合計14件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ10番から3ページ14番について報告をします。

10番は、芦田町の譲受人が、神辺町の譲渡人から申請地を譲受け、譲受人は、新規就農して、水稻を栽培するものです。

11番は、駅家町の譲受人が、田1筆520平方メートルを、同町の譲渡人の所有する申請地と交換し、譲受人は、水稻を栽培するものです。

12番は、新市町の借受人が、3年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して水稻を栽培するものです。

13番と14番は関連案件で、新市町の譲受人と、同町の譲渡人との

間で、耕作の利便性を良くするため、申請地を交換し、水稻を栽培するものです。

いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長 事務局から補足説明等があればしてください。

事務局 議案第1号の14件については、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、2番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、「株式会社アニブラン」が経営規模を拡大するため農地の所有者と賃借権を設定するものです。

議 長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 発言等もないようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区の報告をお願いします。

4番 (岡本) 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ1番について報告します。

1 番は、郷分町の申請人が、申請地に墓地を設置するものです。
場所は、郷分幼稚園の西、約450メートルのところではす。

なお、申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありす。また、墓地、埋葬等に関する法律についても、手続き中でありす。

現地調査をしまししたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しましした。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いしましす。

11 番
(安原)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ2番と3番について報告しましす。

2番は、新市町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、日隈自然公園の北東、約900メートルのところではす。

3番は、新市町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、川井集会所の北西、約300メートルのところではす。

なお、2番と3番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありす。

現地調査をしまししたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しましした。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いしましす。

17 番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議について報告しましす。

神辺地区農地調整協議会は、4月21日午前9時から現地調査に続き、午後0時30分より神辺支所3階31会議室で協議会委員6名全員の出席により、議案第2号3件、議案第3号10件、議案第4号2件の合計15件について、審査しましした。

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ4番から5ページ6番について報告をしましす。

4番は、下御領に居住する申請人が、申請地の田405㎡の内159㎡を自家用車の露天駐車場に転用するものです。

なお、申請地は、既に露天駐車場として使用しているため、顛末書に記載されています。

5番は、下竹田に居住する申請人が、申請地を太陽光発電パネルを設置するもので、最大27.5kWを売電するものです。

なお、再生可能エネルギー発電設備は、認定済みです。

6番は、箱田に居住する申請人が、申請地を農家住宅へ転用するものです。

なお、申請地は、農振農用地からの除外申請中です。

以上、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の4番は、井原鉄道井原線御野駅から300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。そのほかの5件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

なお、先ほど地区協議会会長より「農振農用地区域からの除外申請手続き中です」との報告がありましたが、昨日、4月27日付けで申請案件の中で農振農用地区域に入っている農地法第4条、第5条の案件については、除外手続きが完了していますので、報告させていただきます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区の報告をお願いします。

2 番 (藤井) それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの1番について報告します。

1番は、南本庄町四丁目の譲受人が、奈良津町一丁目の譲渡人から御幸町大字中津原の畑2筆合計337㎡を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。

現地は、既に宅地及び雑種地として利用されていたため、始末書の提出を受けています。

場所は、水道局中津原浄水場の南西約500メートルで、山陽自動車の牧谷トンネル北側です。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われま。

議 長 次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番 (岡本) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番から4番について報告します。

2番は、受人である松浜町の法人が、申請地を山手町の渡人から譲受け、露天資材置場として利用するものです。

場所は、山手小学校の西、約450メートルのところ。

3番は、受人である駅家町の法人が、申請地に平成29年6月30日までの賃借権を設定して、郷分町の渡人から借受け、芦田川外河道整備工事に伴う仮設現場事務所用地として一時転用するものです。

なお、工事完了後は農地に復元します。

場所は、郷分排水機場の北、約200メートルのところ。

4番は、三之丸町の受人が、申請地を沼隈町の渡人から譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、至誠中学校の北西、約1,500メートルのところ。

なお、羽原次長より農振除外が完了したとの報告がありましたが、4番は、農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済です。

3番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、一時転用のため農振除外の必要はありません。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ6番と7番について報告します。

6番は、高西町の借受人が、神村町の貸出人である父親の所有する申請地の田1筆に使用貸借権を設定して借受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、松永カントリー、クラブハウスの北東、約500メートルのところです。

7番は、今津町の借受人が、同居する貸出人である母親の所有する申請地の田2筆に使用貸借権を設定して借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、松永道路今津ランプの南、約80メートルのところです。

なお、いずれも、農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済みです。

現地調査をしましたが、日照・排水など、周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ8番から8ページ12番について報告します。

8番は、芦田町の譲受人が、東京都八王子市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場及び露天駐車場として整備するものです。

場所は、芦田中学校の北東、約300メートルのところです。

9番は、駅家町の譲受人が、大阪府枚方市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約200メートルのところです。

10番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の南西、約600メートルのところです。

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を

受けております。

11番は、花園町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、加茂町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、ふたば保育所の南西、約700メートルのところですか。

12番は、手城町の借受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、川井集会所の北西、約800メートルのところですか。

なお、8番から12番は、農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済みです。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ13番から10ページ19番について報告します。

13番は、春日町にある不動産業を営む法人が、申請地を取得し周辺で需要のある長屋住宅に転用するものです。

なお、関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

14番は、平野に居住する借受人家族3人が、申請地に使用貸借権を設定し、父から借受け、住宅を建築するものです。

また、関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

15番と16番は、関連案件で、木之庄町の不動産業を営む法人が、申請地の田2筆を取得し、隣接する雑種地を含めた所要面積2,766㎡に周辺で需要のある建売住宅12棟に転用するものです。

なお、関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

17番は、山手町に居住する借受人が、申請地に使用貸借権を設定し、妻から借受け、住宅を建築するものです。

なお、関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

18番は、湯野に居住する譲受人が、申請地を贈与により取得し、宅地を拡張するもので、内容は、住宅敷地及び宅地内排水路に転用するものです。

なお、申請地は、既に転用されており顛末書に記されています。

19番は、西中条に居住する借受人が、申請地を使用貸借権の設定により、父から借受け、住宅を建築するものです。

なお、関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

20番から22番は、関連案件で、川北の土木建築業を営む法人が、申請地の田3筆にそれぞれ賃借権を設定し、所要面積2,928㎡の露天資材置場に転用するものです。

なお、14番・19番・20番・21番・22番の申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済みです。

以上、すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号の7番は、松永道路出入り口からおおむね300メートル以内に存在するため、また、15番、16番は、上下水道またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの便益を享受でき、かつ申請地のおおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設等が存在するため、また、17番、18番は、井原鉄道井原線湯野駅からおおむね300メートル以内に存在するため、それぞれ第3種農地として判断されます。

また、その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

すべての案件は別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

発言等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区から報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の12ページ1番から4番について報告をします

1番は、赤坂町の申請人によるもので、申請地を昭和37年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、市立福山高校の東、約350メートルのところですか。

2番は、瀬戸町の申請人によるもので、申請地を平成元年頃から露天資材置場及び露天駐車場として利用し、現在に至っております。

場所は、長和保育所の北東、約250メートルのところですか。

3番は、熊野町の申請人によるもので、申請地を昭和44年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、熊野小学校の南西、約400メートルの主要地方道福山沼隈線沿いのところですか。

4番は、内海町の申請人によるもので、申請地を昭和53年頃から境内地として利用し、現在に至っております。

場所は、内海保育所の南東、約900メートルのところですか。

なお、1番から4番の全て、農振農用地区域内の農地ではありますが、農用地指定以前から非農地であったもの、或いは、自然かい廃等によるものであり、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

議案第4号「非農地証明について」の12ページ5番について報告をします。

金江町の申請人が、昭和32年9月13日から住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、JA松永南支店の南西、約360メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 1 2 ページ 6 番と 7 番について報告をします。

6 番は、西町の申請人が、昭和 4 7 年 1 1 月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、中原池の北東、約 3 0 0 メートルのところですか。

7 番は、駅家町の申請人が、昭和 4 7 年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、助元グラウンドの北西、約 3 0 0 メートルのところですか。

なお、6 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 4 号「非農地証明について」の 1 3 ページ 8 番と 9 番について報告をします。

8 番は、申請者を含む共有名義で、平成 2 年 4 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

9 番は、平成 2 年 4 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

なお、8 番・9 番の申請地は、農振農用地のため、農振担当と調整済です。

現地を確認しましたが、双方とも農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

14ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、21件を事務局長専決で受理しました。

次に、21ページから23ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、24ページから39ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、4条16件、5条64件を事務局長専決で受理しました。

次に、40ページから42ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が12件ありました。

次に、43ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、届出人の変更によるものです。改めて22ページ12番で届け出が行われています。

次に追加報告「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から物件の登記地目が「農地」であることから照会がありました。現地調査を行った結果、農地性はなく非農地と判断されました。回答期限は2週間以内であり、その期間に農業委員による審議ができないため、事務局長専決により報告しました。

専決処分及び届出、追加報告については以上です。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等がないようですので2017年（平成29年）第4回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、5月29日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時34分閉会